

## 初生ひなの輸入検疫要領

初生ひなの輸入検査を家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条第3項ただし書の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）において行う場合の輸入検査は、別に定めるところによるほかは、本要領の定めるところによる。

本要領における報告、届出、通知事項（5の(3)の輸入者への通知を除く。）については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととしているもの（5の(5)、(6)の届出及び通知、5の(3)の通知及び8、9の(2)の報告を除く。）については、「電子情報処理組織による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領について」（平成21年6月8日付け21動検第270号）により実施することができるものとする。

### 1 検査場所指定に関する申請書の提出及び指定の審査

(1) 検査場所の指定を受けようとする者（以下「検査場所申請者」という。）は、初生ひなの輸入予定の40日前までに「輸入初生ひな及び種卵の検査場所の指定に当たり配慮すべき事項」（平成18年11月2日付け18動検第874号。以下「配慮すべき事項」という。）に基づき実施した育すう舎等のサルモネラ検査成績書を添えて、「初生ひなの輸入検査場所指定申請書」（別記様式第1号）を、申請場所を管轄する動物検疫所の長（別紙の「検査場所を管轄する動物検疫所及び検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の区域」の検査場所を管轄する動物検疫所の長。以下「指定担当所長」という。）に提出する。

(2) 指定担当所長は、当該申請書を受理したときは、指定に先立ち申請場所の所在地を管轄する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）の畜産主務課長と「初生ひなの輸入検査場所指定申請について（協議）」（別記様式第2号）により協議するとともに、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。

(3) 家畜防疫官の現地調査は、申請場所について、配慮すべき事項に基づき、次の事項について調査することにより行う。

#### ア 一般的環境に関する事項

(ア) 外部との隔離状況

(イ) 周辺における家きんの飼養状況

(ウ) 申請場所内又は周辺における飼料工場、食鳥処理場、鶏卵集荷場、ふ卵場等の施設の有無

(エ) 申請場所内の衛生管理、排水の状況

(オ) 申請場所に接した道路の交通量

(カ) 周辺における家きん及びその生産物の搬出入並びに外来者の出入りの状況

#### イ 施設に関する事項

(ア) 育すう舎について

- ① 建物の状況（独立、併用）
- ② 建物周囲の隔離（囲障）状況
- ③ 他の建物との関連性（距離、使用目的）
- ④ ねずみ、昆虫等の侵入防止対策
- ⑤ 給水設備、飼料置場及び宿直室又は更衣室の有無
- ⑥ 出入口の踏込消毒槽及び手洗消毒器の設置の有無
- ⑦ 建物内外の消毒、清掃の状況
- ⑧ 建物の構造（消毒の難易）
- ⑨ 出入口の施錠の有無
- ⑩ 排水の処理方法

(イ) 汚物等の処理について

死亡・とう汰した初生ひな及び汚物の保管及び処理方法

(ウ) 育すう用器具器材について

- ①育すう器、②飼養管理器具、③汚物容器（蓋付）、④作業衣、⑤履物（長ぐつ等）、⑥室内温度計、⑦室内湿度計、⑧計量器等の有無

ウ 育すう管理者に関する事項

(ア) 専任の育すう管理者の有無

(イ) 家畜防疫官の指示に係る検査場所の受入れ体制と育すう管理者の実行性

(ウ) 育すう管理者が初生ひなの検査開始前7日以降及び係留期間中、当該初生ひな以外の家きんに接触する可能性

(エ) 育すう管理者の初生ひなの育すうに関する知識の程度及び実行性

(オ) 育すう管理者の健康管理の状況

エ 申請場所の防疫・衛生管理対策に関する事項

(ア) 飼料、飲水及び敷料の清浄性確保の状況

(イ) 初生ひなの輸送管理の状況

(ウ) 初生ひなの飼養管理の状況

(エ) 検査場所の責任者及び育すう管理者の防疫管理の状況

## 2 指令書の交付

- (1) 指定担当所長は、書類審査及び現地調査の結果、申請の場所を検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、指令書を検査場所申請者に交付する。
- (2) 指定担当所長は、指令書を交付したときは、「初生ひなの輸入検査場所の指定について」（別記様式第3号）により、動物検疫所長に報告するとともに、輸入（予定）港を管轄する動物検疫所の長（以下「到着港所長」という。）、別紙の検査場所における輸入検査を担当する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。
- (3) 検査場所の指定の期間は、輸入予定の初生ひなの輸入検査が終了する日までとする。ただし、当該申請場所において継続して輸入が行われる場合にあっては指定の日から1年を超えない期間とすることができる。

(4) 指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合又は指定を取消した場合は速やかに指令書を返納させる。

### 3 標示書の交付

(1) 指定担当所長は、2の指令書の交付にあわせて、当該検査場所の目的、指令番号及び指定期間を明記した標示書を検査場所申請者に交付する。

(2) 指定担当所長は、指定期間中、標示書を検査場所の見やすい場所に掲示させる。

### 4 検査場所の申請書類の保存

指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に対し、当該検査場所が指定を受けている間、初生ひなの輸入検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保存し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

### 5 輸入に関する届出書の提出等

#### (1) 届出の方法

初生ひなを輸入しようとする者（代理人を含む。以下「輸入者」という。）は、家畜伝染病予防法施行規則第47条の3に基づき初生ひなが輸入港に到着する予定の日（以下「到着予定日」という。）の70日前から40日前までの間に「動物の輸入に関する届出書」（別記様式第4号。規則様式第21号の3。以下「届出書」という。）により動物検疫所長に届け出る。この際、「その他参考となるべき事項」として、仕向先農場の名称及び住所等を記載すること。

#### (2) 届出事項の変更

輸入者は、(1)の届出を行った後において、(3)の通知を受けるまでの間に届出事項に変更が生じた場合は、変更事項を別記様式第5号（動物の輸入に関する変更届出書）により動物検疫所長に届け出る。

なお、電子情報処理組織等を利用して届出を行った場合は、電子情報処理組織等を利用して変更の情報を送信させる。

#### (3) 動物検疫所長の通知

動物検疫所長は、(1)及び(2)の届出書を審査し、輸入して差し支えないと認めた場合は、ロット番号を付してその旨を輸入者に通知するとともに、到着港所長及び検査担当所長に通知する。

なお、動物検疫所長は輸入検査の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、輸入者に届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを書面により指示するとともに、到着港所長及び検査担当所長に当該変更指示の内容を通知する。

#### (4) 到着港所長及び検査担当所長の対応

(3)の通知を受けた到着港所長及び検査担当所長は、仕出国及び寄港地等の家畜衛生状況等に関する情報収集に努めるとともに、輸入検査の実施体制を整える。

また、検査担当所長は、着地検査の円滑な実施に資するため、届出書の写しをもって、初生ひなの仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に速やかに通知する。

#### (5) 動物検疫所長の通知を受けた後の届出事項の変更

輸入者は、(3)の通知を受けた後に、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに別記様式第5号により変更事項を到着港所長に届け出る。

#### (6) 変更届出を受けた到着港所長の対応

(5)の届出を受けた到着港所長は、変更の旨を検査担当所長に通知するとともに、検査場所の変更等により検査に支障が生じるおそれがある場合は、動物検疫所長に変更届出の内容を報告する。

### 6 輸入検査申請書の提出等

(1) 輸入者は、到着予定日の少なくとも2日前までに「輸入検査申請書」（輸入検査申請書の備考欄に5の(3)の「ロット番号」を記載する。ロット番号が付与されていない場合は、到着港所長がロット番号を付与すること。）を到着港所長に提出する。

この際、仕向先、仕出国等に関する情報を電子ファイル又はメールにより申請書とともに提出する。

(2) 到着港所長は、輸入検査申請書と届出に係る内容を点検し、検査場所における輸入検査が支障なく実施できることを確認する。なお、検査場所の変更等により検査に支障を生じるおそれがある場合は、動物検疫所長に報告する。

(3) 到着港の家畜防疫官は、輸入者及び航空会社等と初生ひなの輸入の受け入れ等につき打ち合わせ及び指導を行う。

(4) 到着港所長は、初生ひなの係留検査が他の動物検疫所の長が管轄する検査場所において実施されるときは、輸入検査申請書の写しを検査担当所長に送付する。なお、電子情報処理組織による輸入検査申請の場合は、システム仕様上到着港所長及び検査担当所長の双方あてに行われることとなるため送付する必要はない。

(5) 「輸入検査申請書」を受理した検査担当所長は、速やかに輸入検査申請書の写しの送付により検査場所及び仕向先を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

### 7 輸入港到着時の検査等

(1) 家畜防疫官は、輸入港の検査場所における検査に先立って、申請に係る初生ひなが他の鳥類と区別され、同一の場所に蔵置しないよう指導する。

(2) 家畜防疫官は、到着した初生ひなについて、法第37条に基づく輸出国政府機関が発行した輸出検査証明書の添付の有無、証明事項及び輸送状況等の確認を行うとともに健康状態についての臨床検査及び輸入羽数の確認並びに「輸入初生ひな等の検疫強化疾病検査要領」（平成18年11月2日付け18動検第875号。以下「検査要領」という。）の3に基づく到着港における検査を行う。

(3) 到着港所長は、(2)の検査及び確認等の状況を「初生ひなの輸入港到着時検査状況」（別記様式第6号）に記載の上、検査担当所長に通知する。

この通知は、電子情報処理組織等を利用した(2)の検査及び確認等の状況の登録に代えることができる。

(4) 家畜防疫官は、(2)の検査の結果、初生ひなが家きんの監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた場合は、当該輸入港において輸入者に対し、殺処分等の検査に基づく処置を行わせる。

(5) 家畜防疫官は、輸入者に対し初生ひなの検査場所へ送致するための輸送経路、輸送車両、送致した後の初生ひなを検査した場所及び取卸し機材等の消毒並びに汚物等の処理、その他防疫上安全に輸送が行われるために必要な事項について書面により指示する。また、家畜防疫官は輸送に使用する車両が事前に清掃・消毒されていることを確認するとともに他の動物等の混載、汚物の飛散等がないものであることを確認する。

## 8 検査場所到着時の検査

- (1) 検査場所の責任者は、初生ひなが検査場所に到着後、速やかに、育すう管理者に、初生ひなの到着羽数、健康状態について確認を行わせるとともに、その結果を検査担当所長に「輸入初生ひなの到着確認報告書」（別記様式第7号）により報告する。
- (2) (1)の報告を受けた検査担当所長は、必要に応じ家畜防疫官に立入検査を行わせる。

## 9 係留検査

### (1) 係留期間

初生ひなの係留期間は14日間（初生ひなが検査場所に到着した日及び検査場所から搬出する日を除く。）とする。ただし、係留検査期間中に初生ひなが家きんの監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると家畜防疫官が判断した場合は、その疑いがなくなるまでの期間係留を延長する。

### (2) 係留期間における検査

ア 係留期間における検査は、「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針」（平成12年4月27日付け12動検甲第687号）及び検査要領に基づき実施する。

なお、輸入検査を担当する動物検疫所では対応できない精密検査を実施するに当たっては、輸入検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、精密検査部担当課と事前に検査材料の送付等の調整を行う。

イ 検査場所の育すう管理者は、係留期間中、毎日、健康状態の観察を行うとともに、「育すう日誌」（別記様式第8号）に必要な事項を記入し、検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官へ毎日報告する。

ウ 育すう管理者は係留検査において初生ひなに大量死等の異常を認めた場合は、速やかに、検査場所の責任者に報告する。

エ ウの報告を受けた検査場所の責任者は、その状況を速やかに検査担当所長に報告する。

### (3) 検査担当所長の対応

検査担当所長は、(2)のエの報告を受けた場合は、家畜防疫官による立入検査を行う。

### (4) 立入検査

ア 係留期間中の家畜防疫官の立入検査は、①検査場所に到着した直後（搬入時検査）、②検疫第4～6日目（採材時検査）③係留検査期間の終了時（最終検査）及び④係留検査中に初生ひなに大量死等の異常が報告された場合（随時検査）に実施する。

ただし、初生ひなの輸入港及び検査場所到着時並びに係留検査中の健康状態の観察等において、初生ひなに大量死等の異常が認められない場合、搬入時検査及び随

時検査は省略できる。

イ 立入検査は、検査場所の責任者の立会を求めて実施し、初生ひなの臨床検査、育すう日誌等記録簿の点検、検査場所の責任者及び育すう管理者からの聞き取り調査を行うとともに、必要に応じて精密検査材料の採取等を行う。

精密検査の依頼と結果の報告は、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」に基づき、電子情報処理組織等を利用して行う。

#### (5) 検査に基づく処置

検査担当所長は、立入検査及び精密検査の結果、初生ひなが家きんの監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認めた場合は、輸入者並びに検査場所の責任者に殺処分等の検査に基づく処置の実施を指示する。

#### (6) その他

検査担当所長は、係留期間中に、輸入者から初生ひなの殺処分、返送等についての願書が提出された場合は、その理由を検討の上、輸入検査の実施に支障を生じないと判断した場合、防疫上必要な事項を指示した上でこれを認める。

### 10 輸入検査証明書の交付

検査を担当した動物検疫所の家畜防疫官は、検査の結果、初生ひなが家きんの監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときには、輸入者に輸入検査証明書を交付する。

なお、係留期間中における死亡及び焼却等に対して輸入者から証明の求めがあった場合には、当該証明書を交付する。

### 11 検査結果の通知

検査担当所長は、輸入検査証明書の交付後、速やかに当該初生ひなの仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果等を「輸入家畜の取扱いについて」（平成11年5月11日付け11動検甲第560号。以下同じ。）の2の検査結果の通知の(2)により通知する。

### 12 家きんの監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知

(1) 検査担当所長は、家きんの監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた初生ひなを摘発した場合は、速やかに検査場所を管轄する都道府県畜産主務課長に通知するとともに、「輸入家畜の取扱いについて」の2の検査結果の通知の(1)により、当該初生ひな及び当該初生ひなと同一ロットの初生ひなの仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

(2) 検査担当所長は、9の(5)の検査に基づく処置として、殺処分、全群のとう汰又は輸出国への返送を行った場合には、「輸入家畜の取扱いについて」の2の検査結果の通知の(2)により、当該初生ひな及び当該初生ひなと同一ロットの初生ひなの仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

### 13 上記以外の場合の都道府県への通知

検査担当所長は、家きんの監視伝染病で規定するサルモネラ感染症の原因菌以外のサルモネラを分離した場合、又は、9の(6)の殺処分、返送等を行った場合には、上記(2)に準じて、検査場所を管轄する都道府県畜産主務課長及び仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

#### 14 国内において法第32条に基づく家きんの移動の制限が実施された場合の対応

(1) 到着港所長は、到着港から検査場所までの初生ひなの送致に際し、制限地域内を通過しないよう指示する。

万一、制限地域内を通過しなければならない場合は、事前に当該地域、検査場所及び仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課と協議する。

(2) 検査担当所長は、仕向先農場が制限地域内となった場合は、輸入者及び仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、仕向の可否等について事前に協議する。

(3) 到着港あるいは検査場所が制限地域内となった場合、到着港所長あるいは検査担当所長は、動物検疫所長と協議の上、到着港あるいは検査場所の変更、輸入の中止等について輸入者に指示する。

また、係留検査中に当該検査場所が制限地域となった場合の初生ひなの取扱いについては、所在地を管轄する都道府県畜産主務課と協議を行う。

#### 15 検査場所の指定を受けた者の遵守事項

(1) 家畜防疫官の指示事項を遵守する。

(2) 検査場所では、輸入初生ひな以外のひなを飼養しない。

(3) 輸入初生ひなの種類、生態に応じた器具及び設備の準備を行う。

(4) 係留期間中は、原則として、同一育すう舎内で同一ロット以外の初生ひなを育すうしない。

(5) 係留期間中、輸入初生ひなの飼養管理に当たる専任の育すう管理者を配置すること。育すう管理者は、初生ひなの管理、育すうに関する専門的な知識を有し、かつ、家畜衛生に対する理解を有していること。

(6) 係留期間中は、育すう管理者以外の者の検査場所への出入りを原則として禁止し、やむを得ず立ち入る場合は適切な防疫措置を取らせるとともに、その状況を記録させることとする。

(7) 係留期間中は、育すう舎の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指、履物の消毒を励行するとともに、清潔な作業衣を備え、作業に当たっては必ず更衣する。

(8) 育すう舎及び育すう用器材については、初生ひなの収容前及び係留検査終了後、家畜防疫官の指導及び標準作業書に従い、消毒等を実施する。

(9) 初生ひなの輸送車両は、輸入初生ひなの搭載前、検査場所に到着し初生ひなを取卸した後、速やかに消毒等を実施する。

(10) 初生ひなの輸送箱は、検査場所に到着し採材を行った後、消毒、焼却、埋却等適切な処理をする。

(11) 初生ひなの健康状態を詳細に観察し、異常を認めたときは、速やかに検査担当所

長に連絡し、その指示を受ける。

- (12) 係留検査中にとり汰及び死亡した初生ひなについては、検査担当所長に連絡し、その指示を受ける。
- (13) 家畜防疫官の許可なく投棄・治療等の行為を行わない。
- (14) 「育すう日誌」に健康状況等に関する所要事項を的確かつ詳細に記載し、検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官へ毎日報告する。
- (15) 1週間ごと又は必要に応じ「育すう成績報告書」（別記様式第9号）を検査担当所長に報告する。
- (16) 初生ひなが、災害盗難等の事故に遭遇したときは、速やかに事故の状況を検査担当所長に報告する。
- (17) 検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所と緊密な連絡をとり、初生ひなの係留検査に遺漏のないようにする。また、係留期間の最終日には、初生ひなの健康状態を検査担当所長に報告する。
- (18) 係留期間中の排泄物及び汚物等は、汚物入れに収納の上、係留検査終了後家畜防疫官の指導により消毒、焼却、埋却又は堆肥化等適切に処理する。
- (19) 指定担当所長が交付する検査場所の指定に関する標示書を、検査場所の見やすい場所に掲示する。
- (20) 指令書は、指定期間終了後、指定担当所長を経由して直ちに返付する。
- (21) 初生ひなの輸入検査場所指定申請書に係る関係書類を、当該検査場所が指定を受けている間適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出する。
- (22) 検査場所の責任者は、標準作業書に規定する記録簿を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出する。

## 16 指令書及び申請事項の変更

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、指令書及び当該検査場所指定に係る申請事項等の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく1に準じて、変更届出書を指定担当所長に提出する。
- (2) 当該届出を受けた指定担当所長は、2に準じて処理し、管轄都道府県畜産主務課長に通知する。
- (3) 検査場所の指定を受けた者は、検査場所指定の変更手続きに係る指令書を受領したときは、先に交付を受けた指令書を速やかに指定担当所長を経由して返付する。

## 17 検査場所の施設の増改築

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、施設の増改築を行うときは、その計画段階において指定担当所長に届出る。
- (2) 届出を受けた指定担当所長はその旨を管轄都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所の指定を受けた者に対して必要な指示等を行う。
- (3) 指定担当所長は、増改築を終了した旨の報告を受けて、1に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認するとともに必要に応じて2の指令書交付時の関係書類の訂正を行い、動物検疫所長及び到着港所長に報告するとともに、管轄都道府県畜産主務課長に

通知する。

## 18 立入検査

指定担当所長は、必要に応じて、配慮すべき事項の遵守状況について、記録簿の確認等による家畜防疫官の立入検査を行う。

## 19 指定場所の継続指定

- (1) 指定期間終了後も同一場所において、継続して初生ひなの検査場所の指定を受けようとする者は、指定期間終了の1ヶ月前までに「初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第10号）を1に準じて指定担当所長に提出する。
- (2) 当該申請を受理した指定担当所長は、1及び2に準じて処理する。
- (3) 指定担当所長は、検査場所を継続して指定する場合において書類審査により継続指定が適当と認める場合は、家畜防疫官の現地調査を省略できる。ただし、現地調査を省略して継続指定を行った検査場所については、次回の指定申請時には現地調査を行うこととする。

## 20 検査場所の指定の取消し

指定担当所長は、検査場所が次のいずれかに該当するか、又は係留検査の実施に支障があると認められるときは、検査場所の指定を取り消すとともに、その旨を動物検疫所長に報告及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

- (1) 検査場所又はその周辺に家きんの監視伝染病が発生した場合。
- (2) 検査場所の指定を受けた者が、家畜防疫官の指示事項の遵守を怠った場合。
- (3) 災害の発生により、係留検査の実施に支障があると認められる場合。
- (4) 申請者から検査場所の指定取消しの要請があった場合。
- (5) その他の理由により、検査場所としての指定が必要ないと判断した場合。

別 紙

検査場所を管轄する動物検疫所及び検査場所における  
輸入検疫を担当する動物検疫所の区域

検査場所を管轄する動物検疫所	検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所	区 域
動物検疫所	動物検疫所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県
	北海道出張所	北海道
	仙台空港出張所	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
	新潟空港出張所	新潟県
	清水出張所	静岡県
成田支所	成田支所	茨城県、千葉県
羽田空港支所	羽田空港支所	東京都
	東京出張所	
中部空港支所	中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県、三重県
	小松出張所	富山県、石川県、福井県
	名古屋出張所	
神戸支所	神戸支所	京都府、滋賀県、兵庫県
	大阪出張所	大阪府、奈良県、和歌山県
	広島空港出張所	広島県
	岡山空港出張所	鳥取県、島根県、岡山県
関西空港支所	関西空港支所	
	小松島出張所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司支所	門司支所	山口県、福岡県、大分県、佐賀県
	博多出張所	
	福岡空港出張所	熊本県
	長崎空港出張所	長崎県
	鹿児島空港出張所	宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄支所	沖縄県
	那覇空港出張所	

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL 及び FAX）
- (5) 育すう管理者氏名
- (6) 育すう舎 （棟ごとに面積、収容可能羽数（個数）を記載するとともに、それらの合計を記載すること）

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品 種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (4) 育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5) 標準作業書

※注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省動物検疫所長 ( 支所長)

初生ひなの輸入検査場所指定申請について (協議)

平成 年 月 日付で (申請者氏名) から別添写しのとおり家畜伝染病予防法第40条第3項ただし書に基づく初生ひなの輸入検査のための検査場所指定の申請がありました。つきましては、当該場所を検査場所として指定して差し支えない場合にあっては、下記事項につき調査の上、回答願います。

また、今後、当該申請場所が検査場所に指定された場合に、当該申請場所及びその周辺において家きんの監視伝染病が発生した場合には、速やかに通知願います。

なお、当該申請場所については、指定に先立ち当所の家畜防疫官が現地調査を行うこととしておりますが、その際には協力方併せてお願い致します。

記

1. 当該場所及びその周辺における最近3か月以内の家きんの監視伝染病の発生について

別記様式第3号

初生ひなの輸入検査場所の指定について

1 検査場所の申請者

住 所

氏 名

2 検査場所及び責任者

名 称

所在地

責任者

連絡先 (TEL 及び FAX)

3 検査場所の概要

1) 種類

2) 育すう舎の棟数

3) 育すう舎の面積

4) 育すう室の面積

5) 収容可能羽数

6) その他

4 輸入計画の概要

(輸入時期、仕出国、品種、輸入予定羽数、輸入予定港)

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号

平成 年 月 日

農林水産省 動検 第 号

7 指定期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

8 輸入者名

9 その他 (新規、継続、再指定)

10 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

別記様式第 4 号

(様式第 2 1 号の 3)

動物の輸入に関する届出書

届出者住所氏名

〔 法人の場合には、その名称

及び代表者の住所氏名 〕

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり動物を輸入したいので、家畜伝染病予防法第 3 8 条の 2 第 1 項の規定により、届出をいたします。

種類		
頭数		
区分	性別	
	年齢別	
	生産地別	
輸入の時期(到着予定年月日)		
輸入の場所		
荷受人住所氏名		
荷送人住所氏名		
とう載予定地及び とう載予定年月日		
とう載予定船舶(航空機)名		
その他参考となるべき事項		

- 記入注意
- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 2 その他参考となるべき事項欄には、輸入しようとする動物の用途、妊否及び種付年月日、仕向地その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

(別記様式第5号)

## 動物の輸入に関する変更届出書

年 月 日

動物検疫所長 殿

届出者住所氏名

印

年 月 日付け ( ) で提出した動物の輸入に関する届出については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。

届出受付番号			
変更理由			
		変更前	変更後
種	類		
頭	(羽) 数		
区分	性別		
	年令別		
	生産地別		
輸入の時期(到着予定年月日)			
輸入の場所			
荷受人住所氏名			
荷送人住所氏名			
とう載予定地及び とう載予定年月日			
とう載予定船舶(航空機)名			
仕向地			
その他参考となるべき事項			

### 記入上の注意

- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- (2) 変更前の欄には、記入事項をすべて記入し、変更後の欄は変更事項の該当箇所のみを記入すること。
- (3) 仕向地の欄には、仕向先都道府県名を記入し、と畜場直行畜の場合は、と畜場名とその所在地を記入すること。

別記様式第 6 号

初生ひなの輸入港到着時検査状況

動物検疫所

支所長

出張所長 殿

動物検疫所

支所長

出張所長

(家畜防疫官

)

指示書番号

種 類

ふ化日時(現地時間)		平成 年 月 日 時 分			
とう載到着日時		平成 年 月 日 時 分			
性別	事前届出羽数	到着羽数	死亡羽数	とう汰羽数	発送羽数
雄					
雌					
無鑑別					
計					

到着時の状況			
延着	時 分	その他、特記すべき所見	精密検査
ムレ	有 無		サルモネラ検査 培養
寒冷感作	有 無		鳥インフルエンザ検査
積載状況	良 不良		
到着時検査家畜防疫官			
検査日時		平成 年 月 日 時 分	
同一ロットの分割先 (検査場所)		県	羽
		県	羽
		県	羽

検査場所発送予定日時

平成 年 月 日 時 分

輸 送 方 法

(自動車、航空機)

別記様式第7号

輸入初生ひなの到着確認報告

1 検査場所

2 種類

3 到着時間 平成 年 月 日 時 分

4 到着羽数	羽	雄	羽
		雌	羽
		無鑑別	羽

5 到着時の死亡 及びとう汰羽数(個数)	羽	雄	羽
		雌	羽
		無鑑別	羽

6 餌付羽数	羽	雄	羽
		雌	羽
		無鑑別	羽

7 餌付時刻 平成 年 月 日 時 分

8 到着時の健康状況

9 その他

上記のとおり確認したので報告します。

平成 年 月 日

動物検疫所

長 殿

検査場所  
責任者氏名  
連絡先 (TEL 及び FAX)



別記様式第9号

育すう成績報告書

指示書番号

検査場所の名称及び所在地

報告者氏名（検査場所の責任者）

種 類

検査場所到着日時		平成 年 月 日 時 分						
検査場所到着羽数	雄							
	雌							
	無鑑別							
	計							
仕出国及び生産農場								
餌付時刻		平成 年 月 日 時 分						
品 種	性 別	輸送中及び係留検査中の死亡、とう汰羽数					計	健康羽数
		輸送中	収容日	1週目 日 ～ 日	2週目 日 ～ 日	3週目 以降 日 ～ 日		
種	雄							羽
	雌							羽
	無鑑別							羽
	計							羽
初生ひなの健康状態								

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

検査場所

責任者氏名

連絡先（TEL及びFAX）

農林水産大臣

殿

申請者住所  
氏 名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1)所在地
- (2)場所名
- (3)責任者氏名
- (4)連絡先（TEL及びFAX）
- (5)育すう管理者（氏名）
- (6)育すう舎 （棟ごとに面積、収容可能羽数（個数）を記載するとともに、それらの合計を記載すること）
- (7)指定年月日 平成 年 月 日  
及び指定番号 農林水産省 動検 第 号
- (8)指定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 輸入計画

- (1)仕出国
- (2)種類
- (3)品 種
- (4)輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5)輸入者名

3 添付書類（記載事項に変更がない場合は添付不要）

- (1)申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2)申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3)育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (4)育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5)標準作業書

※注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。